令和９年度スポーツ振興くじ助成制度見直しの骨子

令和８年５月１２日
スポーツ振興事業助成審査委員会決定

１　求められる姿

スポーツ基本法は、制定から１４年を経過した令和７年６月に、初めての大規模な改正が行われ、同年９月に施行されました。

また、スポーツ振興くじ助成制度は創設から２５年が経過し、近年ではスポーツ振興くじの売上が３年連続で過去最高を更新するなど、今後の売り上げ動向も見据えつつ、さらに多様化するニーズへの対応が求められています。

このような状況を踏まえ、スポーツ基本法の改正及び第４期スポーツ基本計画に向けて国が検討している政策の方向性や、スポーツを取り巻く環境変化を十分に考慮した上で事業要件や助成対象経費の取扱いの見直しを進めます。

あわせて、申請・審査等の事務手続の負担軽減を図ることで、申請者にとって優しく、かつ、より効果的な助成制度を目指すとともに、将来的には助成事業の実施によって助成事業者や地域住民の行動がどのように変化するのか、その確認手法を検討します。

２　現状の課題と認識について

スポーツ基本法の改正及び第４期スポーツ基本計画に向けて国が検討している政策の方向性を踏まえ、その趣旨を適切に反映した助成制度への見直しが求められています。

また、スポーツ振興くじの売上が増加傾向にあることを見据えつつ、今後一層多様化するニーズに対応できる制度設計が必要です。

あわせて、現在は事業ごとに事業要件や助成対象経費が異なることから、申請・審査等の事務手続が煩雑化しているという課題があります。

さらに、助成事業者が自主的かつ自立的に事業を実施できるようにするためには、助成金額や助成割合等の在り方について見直しを進めることが必要です。

また、事業評価については、評価項目が多岐にわたり煩雑となっていることから、より簡潔で明瞭なものとするとともに、評価結果を効果的に活用できる評価方法へ見直すことが重要です。

３　課題解決に向けた見直しの方針

○　助成対象事業について

(1) 大規模スポーツ施設整備助成

・スポーツコンプレックス[1]をはじめとした大規模施設整備にも対応可能な助成メニューを新設します。

・近年の建設費高騰の状況や、助成財源の状況を踏まえ、適切な助成金の限度額を設定します。

[1]　令和 7 年 6 月 20 日に改正されたスポーツ基本法において、まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等であるスポーツコンプレックスの推進が規定された。

【スポーツ基本法第 12 条第 3 項】

国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備及び活用に当たっては、スポーツ施設、他の施設及び周辺地域の総合的かつ複合的な整備並びにスポーツ産業の事業者その他の関係者との連携により、まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。

（2）地域スポーツ施設整備助成

・これまで主に競技スペース（「する」）の改修等を助成対象としてきたところ、今後は、観客席を含むスポーツホスピタリティ[2]に必要なスペース等、「見る」・「支える」・「集まる」・「つながる」[3]に資する整備を助成対象に加えるとともに、事業を統合し、地方公共団体の多様なニーズに対応できる助成メニューとします。

・近年の建設費高騰の状況や、助成財源の状況を踏まえ、適切な助成金の限度額を設定します。

（3）総合型地域スポーツクラブ活動助成

・創設期への支援という当初の役割を概ね果たしたことを踏まえ、現在助成を受けているクラブへの対応も含め、事業の在り方について検討・見直しを行うこととします。

・あわせて、地域課題の解決に向けた事業に対する支援の在り方についても検討し、助成メニューの見直しについて整理します。

・また、対象とする事業内容については、助成金への過度な依存を招かず、クラブの運営基盤の強化に資するものとなるよう留意します。

（4）地方公共団体スポーツ活動助成

・第４期スポーツ基本計画に向けて国が検討している地域スポーツ政策推進の方向性等も踏まえ、スポーツを通じた地域活性化の一層の推進を図る観点から、部活動の地域展開[4]を含む地域課題に柔軟に対応できる、全市区町村を対象とした助成制度を創設します。（令和8年度に対象を限定して一部先行実施）

・地域スポーツ活動推進事業について、助成メニューを統合するほか、e スポーツ[5]を含む多様化するニーズに対応するとともに、事務手続を合理化します。

・助成金への過度な依存を招かないよう、一定年数継続して同一事業を申請している地方公共団体に対する助成の在り方について、社会的な必要性や公共性に配慮しつつ、自主的かつ自立的な事業実施につながる仕組みを検討します。

2 改正スポーツ基本法において、多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保が規定された。（スポーツホスピタリティ）
【スポーツ基本法第 21 条の 2】
国及び地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者その他の事業者の事業機会の増大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

3 改正スポーツ基本法において、スポーツの果たす役割における「する」「見る」「支える」「集まる」「つながる」が明示された。
【スポーツ基本法前文】
スポーツは、世界共通の人類の文化である。（略）このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割は、多様な国民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画すること、スポーツに関し集うこと、スポーツを通じてつながること等によって果たされるものであり、その重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、将来における我が国の発展のために不可欠な重要課題である。（略）

4 改正スポーツ基本法において、部活動の地域展開等をはじめとする発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保等が規定された。
【スポーツ基本法第 17 条の 2】
地方公共団体は、中学校（略）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（略）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

5 改正スポーツ基本法において、情報通信技術を活用したスポーツ機会の充実が規定された。（e スポーツ）
【スポーツ基本法第 24 条の 2 第 1 項及び第 2 項】
国及び地方公共団体は、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実が図られるよう努めなければならない。
2 スポーツ団体は、前項の連携に当たっては、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、当該連携を行うよう努めなければならない。

(5) 将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成
・事業の在り方について統括団体との連携を図りながら見直しを行い、優れた競技者の発掘・育成により資する助成制度とします。

(6) スポーツ団体スポーツ活動助成
・スポーツ活動推進事業について、助成メニューを統合するほか、e スポーツを含む多様化するニーズに対応するとともに、事務手続を合理化します。
・助成金への過度な依存を招かないよう、一定年数継続して同一事業を申請しているスポーツ団体に対する助成の在り方について、社会的な必要性や公共性に配慮しつつ、自主的かつ自立的な事業実施につながる仕組みを検討します。

(7) 国際競技大会開催助成
・国際競技大会が適正かつ円滑に開催されるよう、現行制度を基本として、適正な支援を継続します。

○ 事業評価について
・事業効果をより高めるための具体的な仕組みとして、助成メニュー間の相対的な評価を行う方式から、個別事業の成果最大化を目指す評価方式へ転換します。
・具体的には、まず個別の助成事業ごとの成果について、計画値に対する実績値（達成度）を用いて評価を行い、その結果から成果が高い事業と低い事業を抽出します。
・次に、抽出された事業を実施した団体に対し調査等を実施することにより、好事例となる具体的な取組や、助成メニューの改善点等を把握し、今後の制度運用に反映していきます。

○ 事務手続の効率化について
・事務負担の軽減を図るため、ガバナンス体制の確立等に関する一定の基準を設け、手続時の提出資料の簡略化を検討します。

○ その他について
・「スポーツ振興基金助成」及び「競技強化支援事業助成」については、本骨子の考え方に準じ、必要に応じて見直しを行うものとする。